

発注基準の主な改正内容について

(令和4年6月)

1 建設工事等

(1) 建築設備工事の分離発注条件の見直し

下線部分の追記を行う。

- ・ 新增築の建築工事において、建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事の設計金額の総額が 1 億円以上の工事の場合、その中の建築設備工事の設計金額が 1000 万円以上 (主要機器費を除く。) あるものについては、建築電気設備工事、建築機械工事として、それぞれ分離発注する。

(2) 解体工事の資格要件を削除

資格要件 (=労働安全衛生法施行令による作業主任者の選任) を削除する。

(3) 下水管渠更生工事の発注基準の見直し

技術者に求める条件 (=管渠更生工事の施工管理に関する資格) を見直すとともに、企業や配置技術者の施工実績を求めないものとする。

(4) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。

2 測量調査等設計業務

(1) 総合評価方式一般競争入札での発注を明記

測量調査設計業務委託について、業務内容等に応じて必要な場合には、総合評価方式で入札を行う。